

第百二十一号

昭和三十一年二月十三日

厚生省引揚事務局長 飯島 謙
厚生省引揚事務局長 藤田 一

具 地方 復興 部長 殿
復興 民生 部長 殿

朝鮮人遺骨、遺物等調査報告書について

昭和三十一年一月二十八日付五才五二号（別紙）をもって、
報告について依頼があったから、左記の要領によつて調査のうえ
三月末日までに送付願いたい。

一 名称 遺骨、遺物等調査報告書（別紙一）

二 対象 朝鮮人で、氏名及び本籍地の判明している遺骨、遺
物等は、全部掲載すること。

三 部数 名簿の調査部数は、五部とすること。

四 用紙及び様式は、別紙一、二、三とし、用紙（△別紙）は、
普通タイプ用紙として使用している半紙を利用して複写するこ
と。

五 記入順序は、本籍地の行政区劃道別で次の道、順位とするこ
と。

- 全羅南道 全羅北道 慶尙南道 慶尙北道 忠清南道 京畿道
 - 江原道 黄海道 平安南道 平安北道 咸鏡南道 咸鏡北道
- 但し記入対象項目（六記載要領）の不備の者は、なるべく当該
行政区劃道の後段に記載すること。

六 記載要領（別紙二、三）



イ 番号は、算用数字の一貫番号とすること。

ロ 氏名は、死没者の朝鮮名を、日本名も、ともにある場合は朝鮮名の下に日本名を、朝鮮名のない場合は日本名とすること。

ハ 官等は軍人においては、陸軍例々、海軍例々と後援職等をもちいて、官等を、軍属においては、陸軍軍属、海軍軍属と明記すること。

ニ 本籍地は、例々都までを上段に、それ以下を下段にすること。

ホ 遺族居住所は、本籍地の記入方法と同様であるが、本籍地と同じ場合は同上とすること。

ヘ 遺族氏名は、死没者氏名の記入方法に準ずること。
ト 続柄

チ 遺骨は、実骨の場合○印、分骨、遺髪、遺灰の場合それそれぞれその旨を明記すること。(遺土(砂)は除くこと。)

リ 遺族番号は、品名と個数をそれぞれ明記すること。

マ 年月日は、死没の國曆年等の次に月日として上段に、場所は死没場所を中段に、死没区分を下段に明記すること。

七 浮島丸の軍属以外死没者

浮島丸關係の死没者のうち海軍軍属でない者の名簿を左記の表領によつて調製すること。

イ 名称 浮島丸軍属以外遺骨、遺族番号簿(別紙四)

ロ 対象 浮島丸の沈没によつて死没した朝鮮人で軍属でない者全部を記載すること。

ハ 部数 名簿の調製部数は、五部とすること。

ニ 用紙及び様式は、別紙四、五とし、前記四に準ずること。
ホ 記載要領は前記六に準ずること。(別紙五)